

北海道告示第11535号

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）第12条の2第3項の規定により、次のとおり利用料金の額を承認し、令和5年1月1日から適用する。

令和4年12月23日

北海道知事 鈴木直道

7 北海道立十勝エコロジーパーク

(1) 指定管理者の名称

一般財団法人十勝エコロジーパーク財団

(2) 利用料金の額

ア オートキャンプ場に入場する場合

区 分		利用料金の額	
		変更前	変更後
デイキャンプ	年齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき 700円	1人1日につき 700円
	1 小学校の児童	1人1泊につき 600円	1人1泊につき 600円
宿泊キャンプ	2 1以外の者(年齢に達しない者を除く。)	1人1泊につき 1,200円	1人1泊につき 1,200円

イ オートキャンプ場内の施設又は設備を利用する場合

区 分		利用料金の額	
		変更前	変更後
サイト	プライベートサイト	1サイト1泊につき 1,500円	1サイト1泊につき 1,500円
		閑散期1サイト1泊につき 1,000円	
フリーテント	デイキャンプ	1サイト(テント1張) 1日につき 400円	1サイト(テント1張) 1日につき 400円

	サイト			
		宿泊キ ャンプ	1サイト(テント1張) 1泊につき 1,000円	1サイト(テント1張) 1泊につき 1,000円
トレーラーハウス			1棟1泊につき 15,000円 閑散期 1棟1泊につき 12,000円	1棟1泊につき 15,000円 閑散期 1棟1泊につき 12,000円
ロッジ	3～5人 用		1棟1泊につき 15,000円 閑散期 1棟1泊につき 12,000円	1棟1泊につき 15,000円 閑散期 1棟1泊につき 12,000円
	5～7人 用		1棟1泊につき 21,000円 閑散期 1棟1泊につき 16,800円	1棟1泊につき 21,000円 閑散期 1棟1泊につき 16,800円
	8～10人 用		1棟1泊につき 30,000円 閑散期 1棟1泊につき 24,000円	1棟1泊につき 30,000円 閑散期 1棟1泊につき 24,000円
洗濯機			1回につき 400円	1回につき 400円
乾燥機			1回につき 150円	1回につき 150円

ウ 自転車を利用する場合

区 分	利 用 料 金 の 額	
	変更前	変更後
自転車	1台1時間につき 200円	1台1時間につき 200円

備考

- 1 トレーラーハウス及びロッジの閑散期とは、4月1日から4月28日まで及び11月1日から11月30日までとする。
- 2 上表アにかかわらず、小学生、中学生及び高校生が10名以上の団体がオートキャン

プ場（フリーサイトに限る）に宿泊する場合の入場料金の額は、下表に掲げるとおりとする。

区 分		利用料金の額	
		変更前	変更後
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき 0円	1人1泊につき 0円
	2 中学校の生徒及び高等学校の生徒	1人1泊につき 600円	1人1泊につき 600円
	3 1及び2の引率者	1人1泊につき 600円	1人1泊につき 600円

3 上表アに関わらず、オートキャンプ場に2連泊以上する場合の入場料金の額は、下表に掲げるとおりとする。

区 分		利用料金の額	
		変更前	変更後
宿泊キャンプ	1 小学校の児童	1人1泊につき 0円	1人1泊につき 0円
	2 1以外の者（学齢に達しない者を除く）	1人1泊につき 0円	1人1泊につき 0円
	3 小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒の引率者	1人1泊につき 0円	1人1泊につき 0円